

桐 生 市 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 録

開 会	令和2年3月25日（水）
閉 会	令和2年3月25日（水）
場 所	市役所 教育委員会室
出席委員	教育長 柴 崎 隆 夫 委 員 板 橋 英 之 委 員 新 居 理 恵 委 員 高 山 信 廣
欠席委員	なし
説明のため 出席した職員	管 理 部 長 西 場 守 教 育 部 長 前 原 通 宏 総 務 課 長 原 橋 貴 史 学 校 教 育 課 長 蜂 須 賀 直 樹
事務局職員 出席者	庶 務 係 長 大 澤 路 代
時 間	開 会 午後 1 時 30 分 閉 会 午後 1 時 45 分

提 出 議 案		
議 案 番 号	件 名	結 果
議案第 29 号 議案第 30 号	桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則案 桐生市教育委員会事務局の人事について	原案可決 (全員賛成) 秘密会にて 審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>これより桐生市教育委員会臨時会を開会いたします。ただいまの出席委員は 4 名であります。直ちに会議を開きます。</p> <p>ここでお諮りいたします。桐生市教育委員会傍聴規則第 8 条に基づき、本日の臨時会の傍聴につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため傍聴を中止させていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、本日の臨時会の傍聴は中止といたします。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定により、板橋委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 3 議案第 29 号桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則案を議題といたします。提案理由の説明を事務局よりお願いいたします。</p>	

<p>管理部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第 29 号 桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則案についてご説明いたします。</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴う「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の策定及び「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正に基づき、新たに桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則を定めようとするものです。</p> <p>ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ただいま管理部長から説明がありましたが、教職員の勤務時間に関わる内容についてのガイドラインを昨年の 12 月に策定しましたが、県の条例改正に伴い、今回お示しした内容で教育委員会規則として作成するに至りました。ガイドラインの内容と規則の内容は一致しており、今回の法改正に係る部分の文言等が多少変更になっているという状況であります。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>高山委員</p>	<p>規則第 2 条第 2 項の (1)・(2) については、要するに 1ヶ月 100 時間、年間 720 時間までは残業しても良いということでしょうか。その前の部分(第 2 条第 1 項 (1)・(2)) との違いはどういうことなのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>規則第 2 条第 2 項の (1)・(2) については、一時的、突発的な状況での対応ということで、具体例としては学校内での事故等の発生やいじめ問題、また学校崩壊等の重大事案が発生した場合について、校長が判断して認める場合を想定しております。</p>

高山委員	<p>明確な理由がないと認められないのですね。例えば某学校で保護者のクレームに深夜まで対応しているようなことが続いて、規定の時間に収まらない場合は、(超過した) 時間を調整するという事なのではないでしょうか。現実的には難しいと思われませんが。</p>
学校教育課長	<p>勤務時間の算出方法については、学校に勤務してから退勤するまでのすべての時間ではなく、内容に応じてマイナスできる部分もあります。(勤務時間として) 合算しないことが適当であると校長が判断した場合は、マイナスするという内容も定められています。</p>
高山委員	<p>校長の裁量で、労働時間を調整することができるのですね。</p>
教育部長	<p>例えば先ほどの話で、保護者からの相談等で業務が増えてしまった場合などは勤務時間に該当するという事だと思います。校長裁量でそのような時間を勤務時間から除外するという事ではなく、基本的にはその他の業務で調整することで対応します。時間外勤務について小学校は月平均 34 時間、中学校は月平均 50 時間という状況であり、中学校は規定内に収まっていないので、教育委員会としましても、様々な業務改善を進めていかなければならないと考えております。</p>
高山委員	<p>ある程度幅を持たせない現場は大変ではないのかと思います。管理職(校長・教頭)はこの規定に該当しないのですか。</p>
学校教育課長	<p>該当します。</p>
高山委員	<p>特に教頭先生は大変ですね。厳格に実施しようとするとう大変なことになると思います。</p>
教育長	<p>規則第 2 条第 1 項の (1)・(2)については、教員に対し「月 45 時間、年</p>

	<p>360 時間で仕事を片付けるように。」という目安であると解釈しています。規則第 2 条第 2 項の(1)・(2)については、管理職に対して何か問題があった場合に、100 時間も 200 時間もオーバーすることがないように、管理職を守るための内容であると解釈しています。保護者の対応なども場合によっては、教員ではなく管理職が対応し、教員を帰宅させるというように、教員を守るためにこれらの規則が制定されるものと考えます。</p> <p>規則第 2 条第 1 項は、教員に時間内に業務をこなすことへの自覚を持たせるもの、規則第 2 条第 2 項は児童・生徒・保護者への対応に関わるものという区別であると考えます。</p>
教育部長	勤務時間を調整して教員の権利を守るという趣旨であると考えます。
高山委員	難しい調整ですね。(県などから) 調整方法の具体的な指示等はあるのですか。
教育部長	現段階では特にありません。
教育長	<p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。議案第 30 号につきましては、秘密会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>

教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、議案に関係しない職員はご退席願います。
-----	---